

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月30日
【会社名】	株式会社アイディーユー
【英訳名】	I D U C O .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池添 吉則
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市北区梅田二丁目2番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長である池添吉則は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」と総称します。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、複数の担当者による共謀等により有効に機能しない場合や、社内外における想定外の環境変化、非定型取引等において必ずしも機能しない場合があり、固有の限界を有し、その目的の達成において絶対的なものではないと考えられます。以上により、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である平成21年3月31日を基準日として、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。なお、当社は業務の効率性を向上させるとともに経営情報をより適時に開示し、経営の透明性の更なる向上を目的として、決算期を8月31日から3月31日に変更しており、これに伴い、評価の基準日を平成21年3月31日としております。

当社は、「第10期財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、財務報告に係る内部統制の評価手続の概要については、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」といいます。）の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているか否かを評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲については、当社グループにおいて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲とし、全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切であると判断したものについては、当社及び連結子会社1社を評価の対象とし、評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析したうえで、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びに当該状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮のうえ、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高の概ね2/3の割合に達する事業拠点を重要な事業拠点として選定し、当該事業拠点における、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である、「売上高」及び「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象としました。加えて、財務報告への影響を勘案して、重要性が高いと認識された業務プロセスについても当該業務プロセスを分析のうえ、個別に評価の対象としました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当社代表取締役社長池添吉則は、平成21年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。